

平成31年度教育行政執行方針

はじめに

平成30年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

私たちには、先人が積み重ねた歴史を振り返り、その偉業に感謝しながら、託された貴重な財産を受け継ぐとともに、新しい価値を創造し、この先の未来に引継いでいく責務があります。

一方で、これからの社会は、ビッグデータや人口知能をはじめとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想されます。次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く力を身に付けていくことが求められています。

福島町教育委員会は、子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、多様性を尊重し、共に支え合いながら、将来の福島町を支えるたくましい人材に育っていくことができるよう、町民の皆様との理解と協力を得ながら、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

それでは、総合教育大綱の基本理念を踏まえ、第5次総合計画

及び第6次社会教育中期計画に基づき、各分野における主要な施策について申し上げます。

1 生涯学習（推進体制）

（1）推進体制

町民一人ひとりの生涯学習活動を支援するために必要な体制づくりを進めてまいります。このため、単位団体と連携し、団体内での指導者の養成を図るとともに、新たな指導者の確保に努めてまいります。

次に、社会教育の専門的な事業を円滑に進めるために、北海道教育委員会に対して社会教育主事の派遣を要請し、併せて事務局職員の社会教育主事への養成に向けて取り組んでまいります。

また、行政改革の一環として、所管する委員会のうち、三つの委員会委員定数の見直しを行い、関連条例の一部改正議案を提案しております。

（2）福祉センター

次年度に策定予定の「福島町教育施設等長寿命化計画」に基づき、第5次総合計画後期実施計画中に施設改修等の基本方針を盛り込んでまいります。

(3) 図書室、図書活動

「第2次福島町子ども読書活動推進計画」に基づき、0歳から18歳までの子どもを中心とした読書習慣の定着化に向けて、家庭、幼稚園・保育所、学校及び図書室の各段階における読書活動の推進に努めてまいります。

また、吉岡総合センター及び移動図書による図書貸出等を高める工夫を進め、より多くの町民の皆さんが読書に親しむことのできるよう取組んでまいります。

なお、図書室については、次年度の福祉センターの改修等の基本方針を見据えながら、今後の在り方についての検討を進めてまいります。

2 幼児教育、学校教育

(1) 幼児教育

北海道教育委員会では、幼児教育の重要性について一層理解を深め、質の高い幼児教育の提供を目指して、平成31年12月に「北海道幼児教育振興基本方針」を策定したところであります。指針の中で示している、小学校就学前までに育てほしい10項目の姿を踏まえ、幼稚園、認定子ども園及び小学校の関係者と各項目に対する取組等について協議してまいります。

また、引続き、幼稚園に対する運営費の助成や学校給食の無料提供等の支援を行ってまいります。

（２）小中学校の教育

小中学校の教育については、各学校長の学校経営方針の下、次期学習指導要領を見据えた授業等を基本に進めてまいります。

児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得並びに思考力、判断力、表現力等の育成と主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実が必要であります。そのために、各学校における指導工夫改善やチーム・ティーチングによる習熟度に応じた個別指導の対応を進めます。また、授業改善の取組を強化し、家庭や地域と連携し家庭学習の定着化に各学校と共に取り組んでまいります。

次に、本年度からスタートする小学校における学校選択制につきましても、昨年11月に全在校児童保護者並びに新入学予定児童保護者からの希望を基本として、通学すべき小学校を指定したところであります。従来の吉岡小学校の通学区域内から福島小学校への希望児童は3名で、福島小学校の通学区域内から吉岡小学校への希望児童はゼロとなっております。これにより、両小学校の児童数及び学級数が決定いたしましたので、教職員の配置を含め、適切な学校運営に努めてまいります。

次に、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考え方を形成したりしていくために必要な資質・能力を身に付ける学習指導の一環として、昨年度全児童生徒に配置いたしました、タブレット型端末を有効に活用した教育のICT化に引続き取り組んでまいります。

次に、学校現場における教職員の時間外勤務の縮減に向けて昨年度に策定した「学校における働き方アクションプラン」については、学校及び教育委員会の役割を明確にして、目標の達成に向けて、各対策に取り組んでまいります。

また、「横綱の里づくり」の一環として、昨年度より相撲の指導・普及を目的に勤務しております、地域おこし協力隊員が2年目の活動に入りますので、引続き、小中学校とも連携し相撲教室や各種相撲大会を行い、相撲に親しむ児童生徒を増やすように取り組んでまいります。さらに、中学校における武道教育の支援も積極的に行ってまいります。

加えて、平成34年度に当町において開催予定の全国中学校体育大会相撲選手権大会に向けて、諸準備を進めてまいります。

(3) 給食

「福島町健康づくり推進計画」に基づき、地域の自然や文化、産業に理解を深め、食への感謝の念を育むため、地場産物の使用を高めるとともに、安全・安心で美味しい給食の提供に努めてま

います。また、給食費の無料化を継続いたします。

(4) 校舎、教職員住宅

今後の校舎等については、次年度に策定予定の「福島町学校施設等長寿命化計画」を基本に、当町における目標耐用年数・目標更新年度を設定し、適正な維持管理と延命策を図ることで、一定水準の教育・学習等の環境を長期間にわたって維持していきたいと考えております。このため、本年度は、最小限の維持管理経費で対応してまいります。

次に、教員住宅にあつては、昨年度に引続き、住環境向上のため1棟（4戸）のユニットバス化及び浄化槽設置工事を予定しております。

(5) 高等学校

本年3月に、北海道教育委員会が策定した「これからの高校づくりに関する指針」において、従来の「地域キャンパス校」を「地域連携特例校」と名称を改め、統合再編の要件を条件付ではありますが、20人未満から離島並みの10人未満に引き下げられています。しかしながら、昨年度の入学者は14人で、本年度の第一次出願状況は13人となっており、残念ながら2年続けて20人を下回るという厳しい状況が予想されますが、引き続き存続対策に努力してまいります。また、平成32年度からの海外

研修の実施に向けては、引き続き、学校等との協議を進めるとともに、総合計画後期実施計画に事業費を計画掲載してまいります。

なお、町長の行政執行方針にもあるように、当町における今後の高校教育の在り方について、町長部局と連携を図りながら、既存の道立福島商業高等学校存続検討委員会の再編も視野に検討を進めてまいります。

(6) 奨学金制度

現行の三つの奨学資金については、利用拡大につなげるために引続き制度周知に努めてまいります。

3 社会教育、青少年の育成

(1) 幼児

保育所、幼稚園の保護者及び教諭と幼児向けの演劇等の内容について、話し合いを持ちながら、より幼児に喜んでもらえるような企画に取り組んでまいります。

(2) 児童・生徒

望ましい生活習慣の体験と自主的に学習する習慣を身に付けさせることを目的とする「通学合宿」への児童の参加割合を増や

すために、P T A、学校及び各少年団との協議を進めてまいります。また、子どもたちの成長過程に応じた各種講座の開催とリーダーシップや表現力を育成する青少年の主張大会を継続してまいります。

なお、昨年4月に宣言した「メディアルール」の取組状況についての情報共有を進めてまいります。

(3) 一般（高齢者学級以外）

文化団体協議会会員等と協議を行い、より魅力のある生活講座の開催に取り組めます。併せて、各団体等の主体性を尊重した地域生活学級の開催を積極的に支援し、町民の方々の知識や技能を活かした社会参加と地域づくりの充実に努めます。また、地域の特色を生かした成人記念事業を引続き開催いたします。

(4) 高齢者

高齢者が楽しく学びながら現代社会に対応できる知識を吸収し、自らが生きがいを見つけ健康で明るい豊かな生活を送ることを目的とする「高齢者学級」の内容を広くPRし、近隣町のプログラムも参考にしながら、各クラブの意見等を集約し開催してまいります。

4 スポーツ

(1) 推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって各年代に応じた体力・健康づくりに親しめるように、単位団体と連携し、定期的に会員募集のためのPRを行うとともに、団体内における指導者の養成に取り組んでまいります。

(2) 幼児・青少年

スポーツを通じ、健康な心身の育成並びに体力増進を目的に、学校及びスポーツ団体と連携し、幼児・青少年の参加者増を図りながら各種大会等の開催に取り組めます。

(3) スポーツイベント

伝統となっている「南北海道駅伝競走大会」については、平成29年度において将来的な継続を念頭に、少ない競技役員の配置と交通安全に配慮したコースに変更したところであり、本年度も実行委員会と協議を行いながら開催に向けて取り組んでまいります。

次に、恒例となっている「吉岡地区合同運動会」は、町内会及び学校と連携し、継続して開催いたします。

また、従来の高齢者ふれあいスポーツ大会と昨年度実施した

体育協会設立40周年記念事業を統合して「町民ふれあいスポーツ大会」として開催いたします。

(4) 少年団体、成人団体

人口減少と少子化により団体の活動は厳しい現状にありますが、それぞれの団体及び学校等と連携し、団体の維持及び活性化に向けて協議を進めてまいります。

(5) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取組を進めてまいります。

また、3つの社会体育施設の指定管理者制度による管理運営については、さらに教育委員会で導入に向けた課題整理等に取り組んでまいります。

5 芸術文化、文化財

(1) 文化団体

文化団体協議会と連携を図りながら、各文化団体の活動や新たな事業の企画等を検討するための協議を進めるとともに、各団体の運営や事業活動を支援してまいります。

(2) 文化イベントなど

町民文化祭については、実行委員会と協議しながら、出展の掘り起しに努めます。また、文化団体協議会、認定子ども園及び幼稚園の舞台部門への参加を呼びかけ、多くの方にご来場いただけるよう開催に向けて取組んでまいります。

なお、全町民に対しては、音楽を始めとした芸術鑑賞会を開催してまいります。小学生には、渡島西部四町の広域事業として取り組んでいる四町芸術鑑賞を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供いたします。

(3) 文化財

先人が残した財産として貴重な文化財については、文化財保護法の趣旨に基づき各保存団体等と連携し保存・伝承・公開に努め、町民に文化財等保護の必要性を啓発してまいります。

昨年1月に国の重要無形民俗文化財に指定されました「松前神楽」につきましては、周知活動の強化と見学会、公演会及び学習会の開催に取り組んでまいります。

また、昨年2月にリニューアルオープンしました、チロップ館については、埋蔵文化財や民俗資料を広く一般に展示公開し、社会教育施設として運営してまいります。

次に、「歴史図書」の発刊につきまして、編集委員会の協力の下、本年度中に原稿の取りまとめを行い、次年度の発刊に向けて

取組んでまいります。

6 地域間交流、国際化

(1) 友好市町との交流

友好市町との総合交流及び東京都墨田区への児童派遣に加え、本年度は新たに福島町相撲スポーツ少年団を木曾町に派遣し相撲少年団との交流を進める予定としております。

7 福島町教育大綱

平成27年12月に町長が策定した、「福島町教育大綱（H28～H31）」については、本年度で最終年度となるため、各施策の取組を検証し、改訂版の策定に向けて、町長と共同して取組んでまいります。

以上、総合計画における主な施策の概要を申し上げましたが、表記以外の事業につきましても、概ね前年度に引き続いた内容を計画しておりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成31年度教育行政執行方針といたします。